

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則の一部を改正する規則 (環境政策課) 一
- ふると宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則 (環境対策課) 一
- 自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 (自然保護課) 一
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する規則 ( ) 二
- 食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則 (食と暮らしの安全推進課) 三
- 製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 ( ) 三
- 訓 令 甲
- 食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令 (食と暮らしの安全推進課) 五

## 規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十八年三月三十一日

## ○宮城県規則第六十一号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則の一部を改正する規則  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第四百号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「80日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

ふると宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第六十二号

ふると宮城の水循環保全条例施行規則の一部を改正する規則  
ふると宮城の水循環保全条例施行規則(平成十六年宮城県規則第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五号第四項第八号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十七年宮城県条例第五百一十一号)第十四条第二項の規定による説明を要する行為(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定による許可及び同法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を要する行為を除く。)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第六十三号

自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則  
自然環境保全条例施行規則(昭和五十年宮城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。  
第十一条第一号ハ(ツ)中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号ハ(ヲ)中「第二条第一項第十六号」を「第二条第一項第十八号」に改める。

第十三条第一号ヨ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第七号チ中「環境の保全の

ための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

様式第五号、様式第十四号及び様式第二十一号中「第23条」の下に、「第24条」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十一条第一号ハの改正規定、第十三条第一号ヨ及び同条第七号チの改正規定並びに様式第五号、様式第十四号及び様式第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十八年宮城県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号別紙一中「現に受けている全ての」を「受けている」に、同様式別紙二中

「 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」を

「 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類」

申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類 に改める。

事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」

様式第一号の二中「基づき」のトに「変更の」を加える。

様式第一号の四別紙一中「現に受けている全ての」を「受けている」に、同様式別紙二中「ただし、

下線のものは必須。」を削除し、

「 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」を

「 事業管理責任者が申請者の役員である場合にあつては、その旨を証する書類」

申請者が地方公共団体である場合にあつては、事業管理責任者が当該地方公共団体の職員であることを証する書類 に

事業管理責任者が申請者の役員である場合及び申請者が地方公共団体である場合以外の場合にあつては、雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類」

「研修の実施状況に関する報告書」を「研修の実施状況に関する報告書」に改める。  
様式第四号の三を次のように改める。

様式第4号の3 (第3条関係)

宮城県知事 殿

年 月 日

認定証番号	
認定証交付年月日	
住所	(〒 ) 電話番号 ( )
名称	
代表者の氏名	(記名押印又は署名)

認定を受けた事項の変更届出書

下記のとおり変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第3項の規定に基づき、届け出ます。

変更の内容	変 更 前	変 更 後
	変更の理由	
変 更 日		

- (備考)
- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名に変更があった場合は、申請者の住所、名称及び代表者の氏名欄には、変更後の内容を記載し、変更の内容欄に変更前及び変更後の内容を記載すること。
  - 申請書類の変更を伴うときは、変更後の書類を添付すること。
  - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第六号中

受験日	受験会場	受験会場
-----	------	------

を

「受験日

受験会場	受験会場
------	------

に改める。

様式第八号中

受験日	受験会場	受験会場
-----	------	------

を

「受験日

受験会場	受験会場
------	------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十五号

食品衛生取締条例施行規則の一部を改正する規則

食品衛生取締条例施行規則(昭和三十年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第三号中「60日」を「3ヵ月」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十六号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年宮城県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号イ中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第三号中「職業能力開発促進

法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)別表第一を「職業能力開発促進法施行規則(昭和四

十四年労働省令第二十四号)別表第十一の三の三」に改める。

様式第二号及び様式第三号を次のように改める。

様式第二号 (第6条関係)

製菓衛生師試験受験願書

収入証紙  
○ ○ 円

年 月 日

宮城県知事 殿

住所 氏名

(本人の署名又は記名押印)

生 年 月 日 年 月 日生  
連 絡 先 ( )

菓子製造に係る技能士の資格の有無

製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。  
(備考) 宮城県の発行する収入証紙を貼り付けること。

様式第3号 (第6条関係)

菓子製造業従事証明書

1 従事者 住 所

氏 名 生 年 月 日 年 月 日生

2 従事期間 年 月 日から 年 月 日まで 実従事期間 日

3 従事した菓子製造所の所在地及び名称並びに証明当時の営業許可年月日及び番号(廃業している場合は、廃業当時の営業許可年月日及び番号)

4 従事業務の概要  
上記のとおり菓子製造業務に従事したことを証する。

年 月 日

菓子製造業者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先 ( )

(備考) 従事者が菓子製造業者である場合又は廃業等により菓子製造業者かいない場合は、菓子工業組合等所属団体の長が証明すること。

㊦

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一号イの改正規定は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県訓令甲第十四号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程(昭和二十九年宮城県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号、様式第七号から様式第九号までの規定及び様式第十一号から様式第十四号までの規定中「60日」を「3ヶ月」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。